

きでいふもし先生辨せすんば、われ其任にあたらんと、先生しづかに言ひていはく、彼是なれば、吾非を改めて、かれが是にしたがふべし、我是に彼非ならば、我是は即天下の公共なり、固より辨をまたず、久しうしてかれも又みづからその非をしらん、汝只みづからをさめよ、佗をかへりみる事なけれとぞ、先生の度量、大旨此たぐひなりと、ある人かたりき。

〔閑散餘錄附錄〕京ノ大火ノ時、堀川邊マデ焼ケルニ、仁齋○藤伊ハホリ川ノ中床ヲ置、酒ヲ携テ、更ニ憂ル色モナシ、門人訪ユキテ、其家ノ焼タルヲ弔ケレバ、サレバ天災イカントモスベカラズ、立サワギテ、年老タル身ノアヤマチシテハアシカリナント思テ、初ヨリコニ居候ヌ、先酒一ツ飲レヨトテ、何心モナカリシヲ、見ル人ノカタリシトテ、松崎子允ノ語リキ、

〔有德院殿御實紀附錄十四〕ある日、大川に舟逍遙ありしに○吉宗川御舟にありし賤しきもの、あやまちて御座の障子にふれてそこなひしかば、御側にありし人、立出てこれを叱しけるを聞召、目付ども聞べきぞ、さないひそと仰ありければ、御供の目付、其ほとりにありしかど、この御詞を聞、わざとかたはらにひらきいたりしとぞ、○申また葛西の邊にわたらせ玉ひし時、御やすみ所より俄にかへらせ玉ふ事有、御供の小人ともいふ、さだかならず、兵衛といふもの也、狼狽して、もちたる調度を御額にあてしかば、おどろきてそのまゝ、ひれふしけり、御側近き人々も、肝をひやしけるに、目付はありあはずやと仰ありしかば、目付大岡右近忠住、心き、たるものにては、やくも御旨を察し、群集の中に立かくれければ、近習のともがら、目付は侍らずと言上す、目付等見ざる事ならば、汝等がまへて其沙汰すまじとのみ宣ひて、何の御咎もなかりし、

〔有德院殿御實紀附錄〕宿直の藩士、ひそかに酒のみて醉狂に及び、刀をぬきて、金の襖障子を切りしにより、同僚等おどろきあわて、彼者をとらへたり、其隊長も大に恐れて、いそぎ其よし聞え進らせければ、玄ばし物ものたまはでおはしけるが、酒に酔ては、たれも過失あるならひな